

埼玉土建大手現場従事者モニター調査

(2 0 0 5 年 2 月)

5 . 事業主・分析編

実施：埼玉土建一般労働組合
報告・分析：建設政策研究所

目次

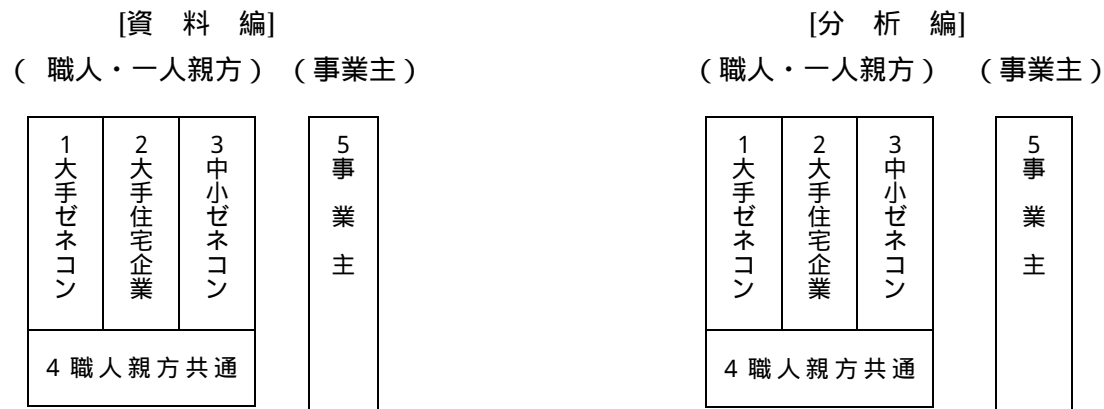
はじめに	p 2		
1 . 事業の規模	p 3	6 . 産業廃棄物処理	p 6
2 . 元請および上位下請けとの契約	p 4	7 . 元請・上位下請に対する要望	p 7
3 . 追加・変更工事の取り決め	p 5	8 . 組合への要望や悩みなど	p 7
4 . 過去のサービス工事	p 5	9 . まとめ	p 7
5 . 単価の一方的値引きや不払い	p 6		

はじめに

本調査は、埼玉土建一般労働組合の各支部組合員のなかから100人を「現場従事者モニター」として登録し、年2回計4回実施したものである。調査対象年月は第1回2003年7月、第2回2004年2月、第3回2004年7月、そして今回が第4回2005年2月である。

調査目的はの野丁場（大手ゼネコン現場、中小ゼネコン現場、大手住宅企業現場等）で働く職人・一人親方、事業主を対象とし、その労働実態（賃金・労働条件等）および現場の作業環境（設備状況）の変化を継続的に把握することである。

アンケートの集計・分析は下図のように層別し、それぞれについて行なった。本編はそのうちの「分析編 5事業主」に当たる。「資料編 5事業主」と一体のものとして読んでいただきたい。



注記

* アンケート回答者数 第1回21人、第2回8人、第3回14人、第4回13人。

* 文中のN000とあるのはモニターの登録番号である。

1. 事業の規模等

(1) 従業員の数(1事業所(主)の平均。小数点以下四捨五入。N053はほとんどの項目が未記入の為集計から除外した 以下同じ。)

従業員数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	15人	計
事業所数	1	4	4	2	4	1	0	1	2	2	2	2	2	1	28

(2) 外注・請負で頼む人(1事業所(主)の1ヶ月平均。小数点以下四捨五入。未記入はゼロとして集計した。)

頼む人の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	10人	12人	13人	15人	17人	18人	40人	計
事業所数	5	2	2	1	1	1	2	0	3	3	1	1	3	1	1	1	28

(3) 月に何箇所の工事を請け負ったか(1事業所(主)の1ヶ月平均。小数点以下四捨五入。)

工事数	1箇所	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所	8箇所	11箇所	14箇所	15箇所	不明	計
事業所数	2	4	4	4	4	1	4	1	1	1	1	1	28

(4) 請負の合計金額(1事業所(主)の1ヶ月平均。)

合計金額	100万円以下	100万円台	200万円台	300万円台	400万円台	500万円台	600万円台	700万円台	1,100万円台	1,300万円台	1,800万円台	3,500万円台	10,000万円台	16,000万円台	計
事業所数	1	3	3	2	4	3	1	5	1	1	1	1	1	1	28

事業主が雇用する従業員の人数は1人から15人の間でばらついている。5人以下が全体の6割をしめ、零細事業であることが分かる。1事業所当たりの平均従業員数は4.5人である。従業員ゼロの事業所は工事の全てを外注していると考えられる。

外注または請負で仕事を下請け化している事業所は23ヶ所82%、下請け化していない事業所は5ヶ所18%である。外注または請負で頼む人の数は1人から40人の間でばらついていて、総数は従業員総数より多い。工事の消化をかなり下請けに依存していることが分かる。

1ヶ月間に請け負った工事件数の平均は1事業所当たり5.2箇所であり、事業規模の割には数が多い。小工事を短期間で消化していることの表れと思われる。

1ヶ月に請け負った工事金額の平均は93万円から1億6千万円と大きくばらついている。しかし700万円以下で見ると22事業所79%、1事業所平均は42.5万円である。またその22事業所の工事請負件数は平均4.5件(ただし工事件数不明の1事業所を除いた平均)であり、1工事件数当たりの工事金額は94万円となる。前項で指摘した小工事・短期消化が数字的に表れている。

2. 元請および上位下請との契約

(1) 契約方法は

	事業所数 (総数28)	回答総数
注文書の取り交わし	21	34
口約束	9	17
話をしていない	4	4

(複数回答有り)

(2) 請負価格の決め方は

	事業所数 (総数28)	回答総数
見積書を提出して	15	31
指し値で	13	19
単価のみで	5	7
概算数量で	6	8

(複数回答有り)

契約方法は、注文書を取り交わしている事業所が21ヶ所75%であり、取り交わしていない事業所が7ヶ所25%である。回答総数で見ると注文書の取り交わしが34件62%であり、口約束または話をしていないが21件38%である。未契約のまま工事が進められている現実が4割近くもあるということであり、立場の弱い下請け事業者が不利益をこうむる理由の一端である。

金額の決め方は見積書を提出して決めるが事業所が15ヶ所54%、見積書提出以外の方法で決めている事業所が13ヶ所(28-15)46%である。指し値で決めている事業所が13ヶ所46%、単価のみまたは概算数量の事業所が11箇所39%ある。回答総数では見積書を提出してが31件48%、指し値が19件29%、単価のみと概算数量が15件23%である。全体的に見ると見積書を提出して金額を決めているケースが約半数であり、残りの半数は指し値が30%、単価のみと概算数量が20%といった状況である。注文書が取り交わされたとしてもその内容の約半数は発注者側の一方的な金額であったり、内容が不確定なものであり、対等の立場での契約とは程遠いと言わざるを得ない。

3. 追加・変更工事の取り決め

	事業所数 (総数28)	回答総数
見積りを出して取り決める	16	21
取り決めされないで	6	7
工事終了後に決める	14	19
サービス工事になっている	4	6

(複数回答有り)

追加工事、変更工事については、見積りを出して取り決めているケースが事業所数で16ヶ所57%、回答総数で21件40%である。その他の取り決めしないあるいは事後取り決め等が事業所数で24ヶ所86%、回答総数で32件60%である。6割以上のケースで何ら取り決めされないまま追加工事、変更工事が行なわれており、その清算は工事完了後に行なわれている。その内の6件11%がサービス工事で処理されている。

4. 過去のサービス工事

(1) サービス工事の有無(未記入は無しとした)

	回答総数
過去6ヶ月にサービス工事があった	24
無し	26

(2) サービス工事の金額(金額の記入があった者のみ)

金額	件数
5~10万円	8
20万円	1
40万円	2
50万円	1
60万円	1
80万円	1
90万円	1
150万円	1
300万円	1
計	17

サービス工事については回答者の約50%があったと答えている。その金額は平均で526,000円である。1工事当たりの平均請負金額94万円の零細企業にとって半年で約53万円のサービス工事は大きな金額である。

5. 単価の一方的値引きや不払い

(1) 単価の一方的値引きや不払いの有無

	回答総数
一方的値引きや不払いがあった	12
無し	40

(2) 損害の金額

	件数
50万円未満	4
50万円	1
100万円	1
250万円	1
300万円	1
420万円	1
1400万円	1
3000万円	1
9000万円	1
計	12

回答者の12人23%が一方的値引きや不払いがあったと回答した。損害金額は100万円から9000万円までが7件あり大変大きな金額となっている。後述の意見欄にある2件の不払いの解決はこのうちの2件と思われるが、その他がどのような内容かはこのアンケートからは分からない。再調査が必要と思われる。

6. 産業廃棄物処理

(1) 処理は誰が行っているか

	回答総数
元請	26
上位下請	3
自分の事業所	12

(2) 処理代金は誰が負担しているか

	回答総数
元請	25
上位下請	7
自分の事業所	12

産業廃棄物処理を下請（上位下請または自分の事業所）が行っているケースが15件37%、処理代金の負担を下請（上位下請または自分の事業所）が行っているケースが19件43%となっている。廃棄物名を見ても特に下請けが処理または負担しなくてはならないものではない。元請責任である産業廃棄物処理がかなり下請けに転嫁させられている実態が表れている。

7. 元請・上位下請に対する要望

回答者55人中20人から意見がだされた。意見を層別すると以下ようになる。

- ・ 注文書の発行が遅い 3件
- ・ 公共工事の工事代金支払いの改善 3件(同一人)
- ・ 単価の改善 6件
- ・ 仕事の効率化 2件
- ・ その他 6件

「注文書の発行」と「公共工事の工事代金支払い」については今後検討の必要があると思われる。

8. 組合への要望や悩みなど

回答者55人中22人から意見がだされた。意見を層別すると以下ようになる。

- ・ 組合の活動方法に対する意見 5件
- ・ 自分が組合活動をやっていく上での悩み 4件
- ・ 組合活動へのお礼(不払いの解決) 2件
- ・ 事業主としての悩み 4件
- ・ その他 7件

全体として組合への関心の高さ、協力の姿勢が感じられる。

9. まとめ

平均従業員4.5人という零細建設業者が契約方法、追加変更工事の決め方、産業廃棄物処理等において広範囲にルールに基づかない方法で処理されていることが分かった。その結果、下請けとしての立場の弱さを利用したサービス工事や一方的値引きをさせられている。意見・要望にも切実な思いが多数寄せられており、全体として零細事業主としての苦渋を反映した結果となっている。